平成２２年（フ）第１７５９号
東京都福生市大字福生276番地１アメニティ100Ａ―101号室
債務者　清水　善通
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１８号
東京都八王子市散田町３丁目34番２号内田コーポ203号
債務者　山本　晃子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９１号
沖縄県沖縄市字美里1267番地３　メゾン成401
債務者　堀井真利子（旧姓幸地）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２９２号
沖縄県宜野湾市字赤道406番地２
債務者　島袋　京子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１１号
沖縄県沖縄市胡屋６丁目３番１号　丸中アパートＺ101号
債務者　具志堅茂美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１９３号
青森県五所川原市松島町４丁目19番地
債務者　乗田　勝久
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
青森県西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形２番地28
債務者　八木橋隆彦
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
青森県五所川原市金木町芦野84番地1146　さくら団地18号棟４号
債務者　蝦名　幸寛
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
青森県五所川原市字中平井町102番地２
債務者　福田いづみ
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第７２９号
大阪府大東市平野屋２丁目４番11号　ハピネス39―302号
債務者　岡﨑　次夫
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９号
愛知県安城市里町南井畑１番地92
債務者　川田八千代
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
島根県益田市大谷町984番地１
債務者　篠原　　潔
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１８０号
千葉県船橋市松が丘２丁目24番９号
破産者　市原　重子
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２９号
千葉県八千代市米本1359　米本団地５－２－102、住民票上の住所千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区29棟107号
破産者　大塚八重子
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５７号
千葉県市川市大野町４丁目3152番地３
破産者　市村　利彦
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
北海道苫小牧市双葉町２丁目５番９号
破産者　株式会社ハウジング・インダストリー
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１５１号
宮城県名取市愛島塩手字岩沢45番地の１
破産者　有限会社エムケイサービス
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係